

報酬表

（表示価格は消費税込。令和7.4.1改正）

I. 顧問報酬

（法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務）

社会保険労務士法別表第1のうち、次の8つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理（又は提出代行）及び労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務（複雑なものを除く）を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

- 労働基準法（就業規則、各種労使協定、事業付属寄宿舎規則を除く）
- 労働者災害補償保険法
- 雇用保険法（二事業に係る給付申請を除く）
- 労働保険の保険料の徴収に関する法律（概算・確定保険料申告を除く）
- 労働安全衛生法（許可認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を除く）
- 健康保険法（標準報酬月額算定基礎届を除く）
- 厚生年金保険法（標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く）
- 国民年金法（年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
人 員	4人以下	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100～149人	150～199人	200～249人	250～299人	300人以上
報酬月額	24,200円	36,300円	48,400円	60,500円	72,600円	96,800円	121,000円	157,300円	193,600円	229,900円	266,200円	協 議

※1 人員は、事業主・役員を含み、パート等非正規従業員については2人で正規従業員1人に換算します。 ※2 上記8つの法律の一部の顧問契約については、右表に掲げる割合となります。

一部顧問の報酬		（左表の額の）
労災保険のみの顧問	継続事業	5 0 %
	有期事業	6 0
雇用保険のみの顧問		5 0
労災・雇用保険のみの顧問		8 0
健康保険のみの顧問		5 0
厚生年金保険のみの顧問		5 0
健康保険・厚生年金保険のみの顧問		5 0

II. 相談顧問報酬

（法第2条第1項 第3号に掲げる業務）

労働社会保険諸法令及び労務管理に関する項目につき、月を単位として継続的に相談を受け、その指導を受託する場合に受ける報酬（人員のカウントは「顧問報酬」に同じ）

	①	②	③	④	⑤	⑥
人 員	～49人	50～99人	100～199人	200～499人	500～999人	1,000人以上
報酬月額	33,000円	55,000円	88,000円	132,000円	176,000円	協 議

III. 手続報酬

（法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務）

手続（手続代理）ごとに受託する場合に受ける報酬

1. 諸届等

① 諸届、報告

27,500円

② 許認可申請

36,300円

2. 就業規則、諸規程の作成・変更、届出

① 就業規則

② 賃金・退職金・旅費等規程

③ 育児・介護休業等規程

④ その他の人事関係規程

新規及び全部変更

一部変更

(いずれも一規程につき)

⑤規程の「審査」については、新規作成と同額を申し受けます。

3. 労働保険・社会保険の新規適用届、廃止（全喪）届

① 新規適用

法令	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
人員		
4人以下	55,000円	88,000円
5～9人	77,000円	110,000円
10～19人	99,000円	132,000円
20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算

② 適用廃止

法令	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
人員		
10人未満	55,000円	55,000円
10人以上	1人増すごとに1,100円加算	

4. 保険料申告、算定

法令	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 〔算定基礎届〕 〔月額変更届〕 〔賞与支払届〕
	継続事業	一括有期事業	有期事業	
人員				
9人以下	39,600円	・工事24件未満	66,000円	33,000円
10人～19人	52,800円	52,800円		46,200円
20人～29人		・24～48件未満		59,400円
30人～39人	79,200円	79,200円		72,600円
40人～49人		・48件以上		85,800円
50人以上	協議	協議		協議

5. 保険給付申請・請求

項 目	額（請求1回につき）
労災保険・健康保険請求	33,000円または 支給額の12.5%～18.75%の高い方の額
年金給付請求【一般的なもの】	33,000円
第三者行為による保険給付請求	労災保険 88,000円 健康保険 66,000円
雇用保険法二事業等による給付請求	着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%～25.0%
労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円
高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書（確認票含む） 16,500円 支給申請 11,000円
その他の申請等	22,000円

6. 各種労使協定

① 時間外・休日労働協定届（1件につき）

21,780円

② ①以外の労使協定書作成（1件につき）

21,780円

7. 労働安全衛生

① 事故報告

66,000円

② 労働者死傷病報告（休業4日以上）

22,000円

③ 一般的な諸届

18,150円

④ 労働安全衛生に係る複雑な諸届

協議

8. その他の各法関係

① 職業安定法

求人申込 一般 27,500円
" " 学卒 44,000円

② 労働者派遣法

ア 一般労働者派遣事業許可申請 220,000円
イ 特定労働者派遣事業届 110,000円
ウ 労働者派遣事業廃止届 55,000円

③ 最低賃金法

適用除外申請 33,000円

④ 地域雇用開発等促進法、その他各種助成金

1つの申請・請求ごとに110,000円に助成額の2%を加算した額。ただし、助成額が5,000万円を超える場合は超える部分についての加算率は協議

⑤ 不服申立

審査請求 121,000円
異議申立 121,000円
再審査請求 181,500円

※1 手続報酬は、事務代理を行なう場合20%を加算します。 ※2 3.②適用廃止について、人員は、労災保険・雇用保険法については1.顧問報酬の項を準用し、健康保険・厚生年金保険については被保険者数とします。離職証明書及び任意継続被保険者等に関する各種手続作成は、1件につき5,500円を加算します。 ※3 4.保険料申告、算定について、人員は3.②の適用廃止を準用します。二元適用事業及び特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに16,500円を加算します。 ※4 5.保険給付申請・請求について、「年金給付請求」の複雑なものは、着手金33,000円。受給権発生時に年金額の2ヵ月分または初回返込受給額の12.5～18.75%のいずれか高い方の額。その他複雑なものは、協議。

IV. 個別労働関係紛争解決代理報酬

（法第2条第1項 第1号の4・第1号の5・第1号の6に掲げる業務）

1. あっせん申請書又は答弁書を作成した場合に受ける報酬	1件につき 181,500円	複雑なものは協議
2. あっせんを代理する場合に受ける報酬	1時間につき 18,150円	
3. 労働組合による団体交渉立会に受ける着手金	121,000円～242,000円	
4. 労働組合による団体交渉にあたって、立会う場合に受ける報酬	1時間につき 23,100円	
5. 労働組合による団体交渉が終結した際に受ける報酬	121,000円または解決金の12.5%～25.0%の高い方の額	

V. 帳簿作成報酬

（法第2条第1項 第2号に掲げる業務）

労働社会保険諸法令に基づいて帳簿を作成した場合受ける報酬（申請書等を除く） その種類・量ごと協議

VI. 労務管理報酬

（法第2条第1項 第3号に掲げる業務）

労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び運用の指導を受託する場合に受ける報酬

（報酬額は、例示の項目ごととする）

項 目	相談・指導	企画・立案	運用の指導	例 示
1. 雇用管理	1回・半日につき 55,000円	550,000円	1回・半日につき 55,000円	①要員計画 ②採用基準 ③適性検査 ④配置・異動計画 ⑤昇進・昇格計画（女性昇進制度） ⑥職務再編成
2. 人事管理		825,000円		①職務調査 ②職務分析・職務評価 ③役割要件書、職務記述書 ④職務分掌 ⑤人事考課 ⑥人事記録 ⑦自己申告
3. 教育訓練		550,000円		①教育訓練計画（新入社員教育、管理者教育、技能訓練、定年退職前教育） ②ビジネス・コーチング
4. 賃金管理		825,000円		①賃金水準検討 ②賃金体系 ③賞与 ④退職金（基本給との絶縁） ⑤付加価値・労働分配 ⑥職務発明等報奨制度
5. 労働時間管理		550,000円		①労働時間 ②変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤休暇制度（リフレッシュ休暇等）
6. 安全・衛生管理		825,000円		①安全・衛生管理計画 ②健康管理 ③作業改善 ④安全・衛生管理組織 ⑤安全・衛生教育計画 ⑥メンタル・ヘルス推進
7. 人間関係管理		825,000円		①モラール・サーベイ ②セクシュアル・ハラスメント防止 ③パワー・ハラスメント防止 ④マタニティ等ハラスメント防止
8. 企業福祉		550,000円		①社員財産形成 ②共済制度 ③慶弔見舞金 ④レクリエーション ⑤カフェテリア・プラン ⑥企業年金
9. 労務監査		1,100,000円		①監査計画 ②労務監査 ③労務監査報告

※ 報酬額は、50人規模を基礎としたものです。50人以上は協議。労務管理に係る相談・指導を顧問として行なう場合は、協議。

VII. 相談・立会・調査・指導報酬

（法第2条第1項 第3号に掲げる業務）

1. 相談報酬	労務相談を受ける場合の報酬（I「顧問報酬」を契約頂いている場合は、特別な労務相談）	1時間につき 21,780円
2. 立会報酬	関係官庁の行なう調査等に立会う場合に受ける報酬（被調査報告書・是正報告書等の作成を含む）	〃 33,264円
3. 調査報酬	依頼を受けた業務に付随して調査・資料収集等特別な業務に従事した場合の報酬	〃 28,512円
4. 指導報酬	依頼を受けて事業所に訪問し、特別な業務に従事した場合の報酬	〃 21,780円

※1 いずれも1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます。 ※2 立会報酬……2名以上の社労士が立会った場合は、1名につき同金額を申し受けます。

VIII. 講演報酬

（法第2条第1項 第1号の3に掲げる業務）

1時間につき 165,000円（資料作成料を含む）

（資料印刷代は含みません。1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます）

IX. 旅費・日当・宿泊費

業務依頼に関し出張した場合に受ける報酬

旅費	鉄道（グリーン）、航空機、船舶（特等）、車両通行料（滋賀県外に限る。）の実費	宿泊費	実 費	日当	55,000円
----	--	-----	-----	----	---------

X. 給与計算事務料

- 基本料 月額31,680円。ただし、初期プログラミング料として、給与計算事務料の2ヵ月分を申し受けます。
- 5人以上は、基本料に1人増すごとに792円を加算します。③賞与計算は、1回につき上記給与計算と同様の額を申し受けます。
- 臨時の給与計算は、事前見積のうえ協議。

XI. 特例

①印紙税は、別途頂戴します。 ②緊急依頼は、30%を加算します。 ③着手料……既適用事業場を新規契約した場合は当該報酬の0.5ヵ月分。手続報酬及び労務管理報酬は当該報酬の50%以内。就業規則等規程の作成については50%。ただし、着手料受領後の解約は着手料の返却をいたしません。
〔表示価格は消費税込です。また、源泉税は差し引いて頂く必要はありません〕

※この報酬表は、予告なく改正することがあります。